

地域共生への取組み

～ 地域と事業を結ぶために～

原子力発電環境整備機構

NUMO (ニューモ: Nuclear Waste Management Organization of Japan)

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階

立地部 電話 03-6371-4003

FAX 03-6371-4101

ホームページ <http://www.numo.or.jp>



都営三田線、都営浅草線「三田」駅A9出口
JR線「田町」駅 徒歩5分

目 次

はじめに「地域共生への取組み」について	2
1 地層処分事業の特質と地域との共生	3
2 共生への取組み方策	4
地域の長期ビジョンなどの策定・実現を通じた共生関係の構築	
地域の持続的発展を重視した事業の実施	
相互理解促進に向けた活動の実施	
事業の本格化に伴う地域との共生方策の充実	
3 地域との共生の実現に向けて	8
(1) 地層処分施設の建設・操業に伴い想定される経済効果など	
(2) 電源三法交付金制度	
(3) NUMOの地域共生方策と地域共生モデルプラン	
参考 地域振興構想研究会報告書「地層処分事業と地域振興プランについて」(抜粋) ...	14

本資料に関するご質問などは、下記へお問い合わせ下さい。

原子力発電環境整備機構 立地部
〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階
電話 03-6371-4003
FAX 03-6371-4101
ホームページ <http://www.numo.or.jp>

はじめに

「地域共生への取組み」について

原子力発電は、日本のエネルギー供給の中で重要な役割を担っています。

原子力発電環境整備機構（NUMO）は、経済産業大臣の認可法人として設立され、原子燃料サイクルの過程で発生する高レベル放射性廃棄物（※1）と地層処分を行う低レベル放射性廃棄物（※2）の安全・確実な処分を目指しています。

地域とNUMOの地層処分事業とが共に発展するためには、事業について地域のみなさまの信頼を得ることが大前提で、それをもとにして、より良い関係を構築することが不可欠であると考え、NUMOが取り組むべき事項について、次のとおりまとめました。

地層処分事業は100年以上にわたるものであり、地域のみなさまと共に歩んでいくことが何より重要と考えていますので、その趣旨からこの資料をご一読いただければ幸甚です。

（※1）高レベル放射性廃棄物：本資料では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」でいう第一種特定放射性廃棄物という語のかわりに「高レベル放射性廃棄物」を用いています。

（※2）地層処分を行う低レベル放射性廃棄物：本資料では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」でいう第二種特定放射性廃棄物という語のかわりに「地層処分を行う低レベル放射性廃棄物（地層処分低レベル放射性廃棄物）」を用いています。

1 地層処分事業の特質と地域との共生

地層処分事業は、日本のエネルギー政策上重要な役割を果たしている原子力発電に伴って出る高レベル放射性廃棄物や地層処分低レベル放射性廃棄物を地層処分するという、極めて公共性の高い事業です。また、この事業は、調査（文献調査、概要調査、精密調査）、地層処分施設の建設、操業、閉鎖および閉鎖後の管理と多くの段階を経る長期にわたる事業です。

NUMOは、この公共性の高い長期にわたる処分事業の実施が、その受入れを決めていただいた地域の発展につながるものでなければならず、かつその発展は当該地域が真に望む姿でなければならぬと考えています。処分事業は、このような地域の発展があつてはじめて100年以上にわたって地域と共に歩んでいくことができ、こうした関係をつくりあげていくことが地域と処分事業との共生であるとNUMOは考えます。

NUMOが安全に処分事業を行うこと、および情報公開により事業活動の透明性を確保し、地域のみなさまに安心していただくことが事業実施の大前提であり、その上で、NUMOは、処分事業の各段階に応じて事業の効果が地域の発展につながるよう全力で取り組みます。また、地域の長期的なビジョン（展望）やニーズ（地域社会が真に必要としているもの）などを尊重し、地域の一員として共に考え、共に汗を流して、地域が真に望む地域づくりに努力します。



2 共生への取り組み方策

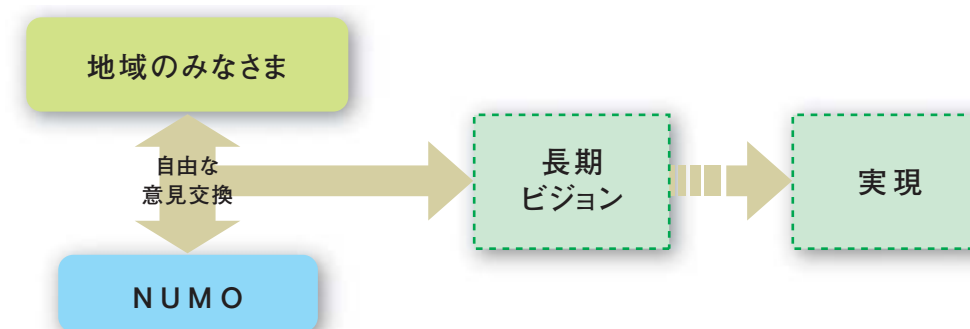
地域の長期ビジョンなどの策定・実現を通じた共生関係の構築

NUMOは、地域の発展に向けた、地域と処分事業との共生の実現にあたっては、地域の意向を最優先する仕組みを構築すること、そのために地域のみなさまとNUMOが相互に意見を交換し、自由に話し合うことができる場を設けることが大切であると考えています。

NUMOは、調査の段階から建設・操業など、あらゆる段階を通じて次世代層も含めた地域のみなさまが未来を語り、それを形にしていく、そういった場の設定を支援します。また、地域の段階的な長期ビジョンなどの策定にNUMOも参画して、地域のビジョンと処分事業とを結ぶ方策を検討し、地域と一緒に着実に実現していきたいと考えています。

特に、NUMOは、次の事項を留意すべき重要事項と考えます。

- 地域社会独自の長期的なビジョンやニーズの尊重
- 広域的な地域振興との調和
(必要な場合には、都道府県の計画との調整など)
- 環境保全などへの配慮
- 地域文化の維持・保存への協力



地域の持続的発展を重視した事業の実施

処分事業の実施にあたっては、その経済効果 (P8.3(1)参照) が長期にわたる事業期間を通じて最大限、当該地域を含む都道府県にもたらされるよう以下の点に配慮し、事業を進めていきます。

事業活動本拠の地域への移転

- 文献調査開始の段階から連絡事務所を設け、地域のみなさまと話し合う場を設けます。さらに、地層処分施設の建設までには事業活動の本拠を当該地域へ移し、NUMOの組織および職員が地域に暮らし、同じ地域社会の構成員として地域と共に事業を進めます。

地域における雇用の推進および地域企業の活用

- 地域からの職員の雇用および事業に関連する地域企業の活用を積極的に進めます。

事業機会の創出および企業の育成

- 地層処分施設の建設・操業に必要な資材を供給する事業など、関連する事業機会を地域に創出し、地域を基盤とする企業の育成および誘致に努めます。
- 処分事業への理解をいただくため施設を積極的に公開し、多くの人々に来ていただくことにより、地域の第三次産業の活性化に努めます。

事業ノウハウなどの移転の推進

- 地層処分に関連する技術や事業運営などのノウハウについて、積極的に地域への移転を進め、地域企業の発展を促進します。

相互理解促進に向けた活動の実施

調査の段階から、地域のみなさまとNUMOが相互に理解できる関係を築くことが何よりも重要であると考えています。情報の公開により事業の透明性を確保するとともに、地域の意見をお聴きしています。これらを通して地域とNUMOとが情報を共有することで、相互理解の促進に努めていきます。そのために以下のような活動を計画しています。

地域との交流の実施

- NUMOの連絡事務所において、地域との交流を通じ、NUMOと地域とが相互に理解できるような活動を実施します。

国内外の見学会の実施

- 処分事業を理解していただくために、国内外の関連施設の見学会を実施します。

地域間交流イベントの実施

- 地域外の方々も参加する処分事業に関するフォーラムなどのイベントの開催を通じ、事業に関心を持つ方々や電気の消費者と地域との交流を深め、その過程において、地域の産業・文化などの各種情報を広く全国のみなさまに対して発信することに努めます。

教育文化面での貢献

- 長期にわたる処分事業への理解を深めていただくため、NUMOが中心となって処分事業に関連するさまざまな科学技術(地質学、土木工学など)において、次世代を担う学生への理科教育などの充実を図るための協力を行います。

情報通信設備などの情報化インフラの改善への協力

- 相互理解活動を効果的に実施するためには、地域での情報交換が円滑に進むことが重要であり、そのために必要となる情報通信設備などのインフラ改善への協力を行います。

相互理解促進に向けた活動の参考例

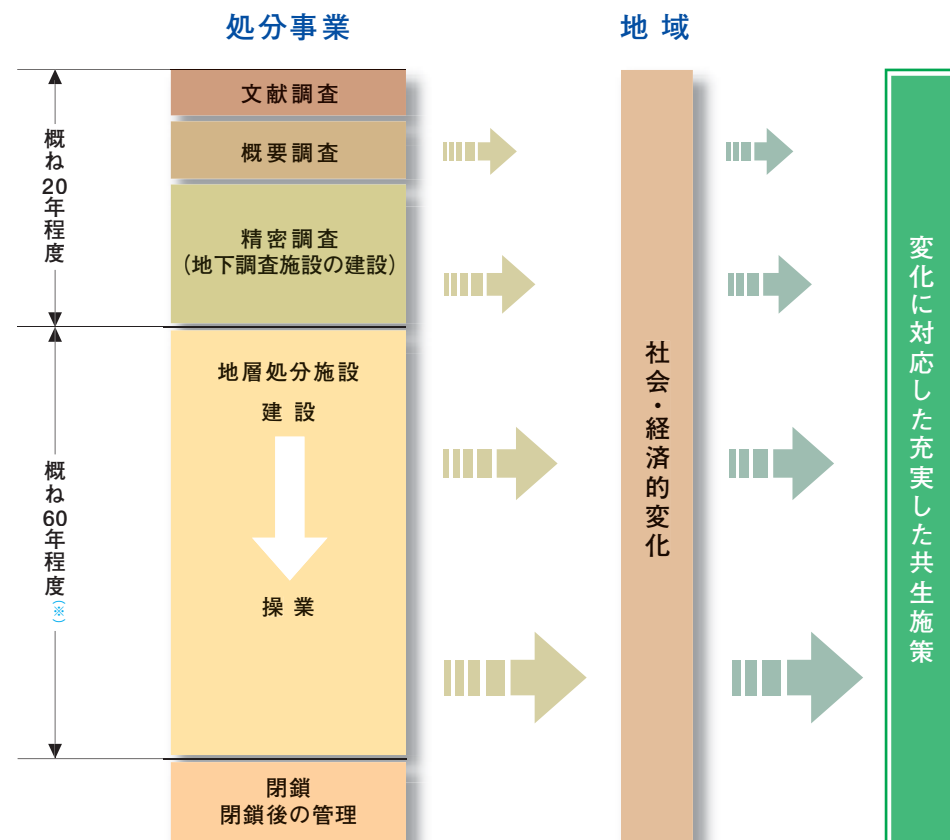
- 地域おこし活動への参画(例えば「地域の未来を考える次世代層」の集まり・各種団体の青年部・まちづくり協議会などへの参加)
- 地域の伝統文化・芸能の保存・維持への協力
- 地域特産品の販売促進活動への協力(物産展など)
- 小中学生を対象とした体験科学交流イベントの開催
- 海外原子力施設見学会の開催 など

3 地域との共生の実現に向けて

事業の本格化に伴う地域との共生方策の充実

処分事業は、事業の本格化、特に文献調査、概要調査に続く精密調査における地下調査の施設、そして概ね60年間(※)にわたる地層処分施設の建設・操業、閉鎖および閉鎖後の管理と、段階ごとに大きく変化します。これに伴い、処分事業を受け入れる地域では、段階に応じて社会・経済的变化が予想されます。

NUMOは、こうした段階を経て行われる処分事業と地域との共生の実現のためには、原子力発電所における地域共生策以上のものが必要との政府見解を踏まえ、段階的变化に合わせ、かつ処分事業の長期性に対応したより充実した施策が必要であると考えています。



(※) 高レベル放射性廃棄物と地層処分低レベル放射性廃棄物の処分施設を併置した場合、および高レベル放射性廃棄物単独処分の場合。

NUMOは、地域と共に立案・計画した地域共生に向けた方策を実施していくためには、NUMOだけではなく、関係する国、電力会社などと一体となって取り組む仕組みを作ることが必要と考えています。

さらに、NUMOは、国、電力会社などの関係者とも連携しながら、地域の意向を尊重し、当該地域における地域共生に向けた方策の実施をより確実にするため、費用の確保や諸条件の整備に向け最大限の努力をいたします。

(1) 地層処分施設の建設・操業に伴い想定される経済効果など

地層処分施設の建設・操業段階においては、以下のような経済効果が想定されます。

立地市町村を含む都道府県における経済効果

立地市町村を含む都道府県における地元発注など

建設・操業期間(約60年間)における累計額 -----> 約8,700億円(約150億円/年)

生産誘発効果

建設・操業期間(約60年間)における全産業累計額 -----> 約2兆円(約360億円/年)

雇用誘発効果

建設・操業期間(約60年間)における全産業累計 -----> 延べ 約16万人(約2,800人/年)

地元発注などの内訳

立地市町村を含む都道府県における地元発注額

建設・操業期間(約60年間)における累計額 -----> 約7,200億円(約125億円/年)

立地市町村を含む都道府県における事業所消費支出およびNUMO職員の個人消費額など

建設・操業期間(約60年間)における累計額 -----> 約1,440億円(約25億円/年)

その他参考データ

立地市町村における固定資産税収

建設・操業期間(約60年間)における累計額 -----> 約1,700億円(約29億円/年)

立地市町村を含む都道府県における事業関連直接雇用

建設・操業期間(約60年間)における累計 -----> 延べ 約1.9万人(約340人/年)

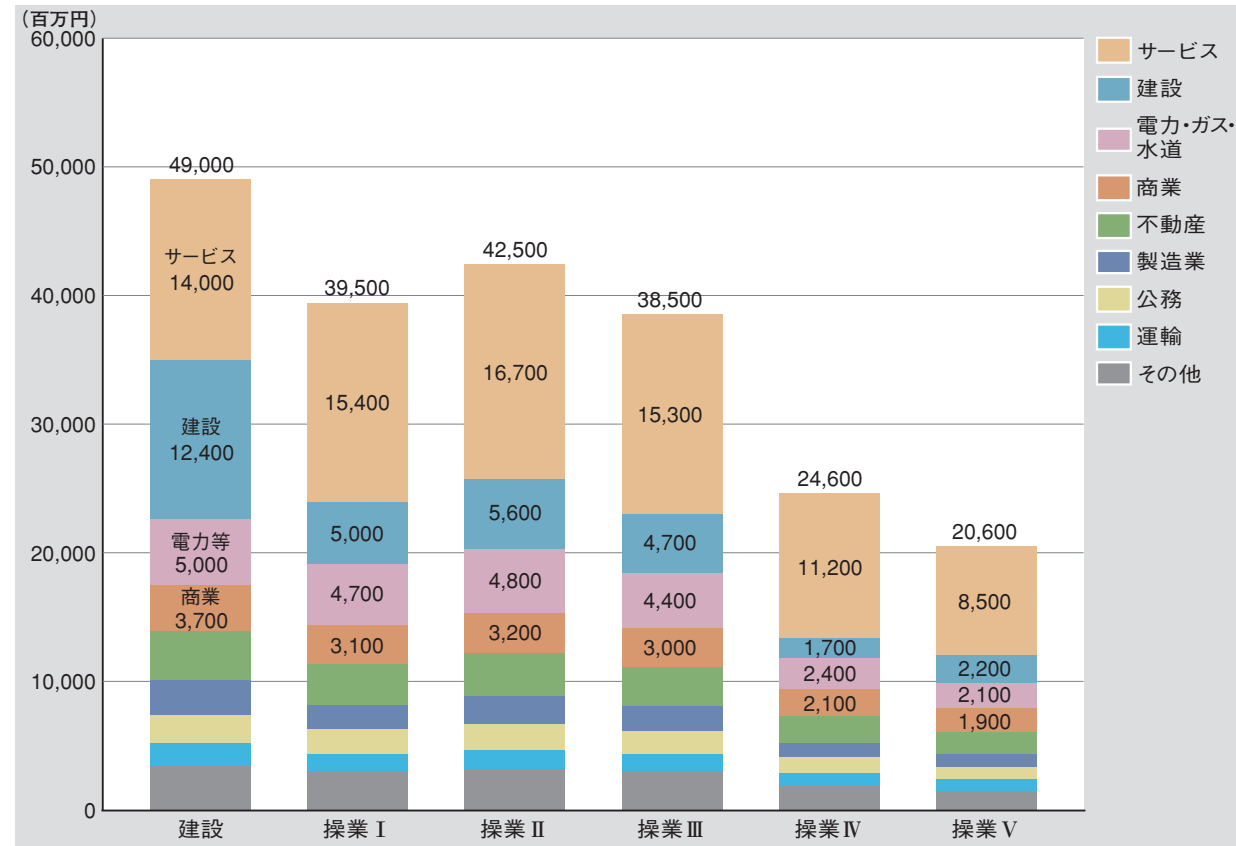
(注) 各数値は、高レベル放射性廃棄物と地層処分低レベル放射性廃棄物の処分施設を併置した場合の試算値

備考

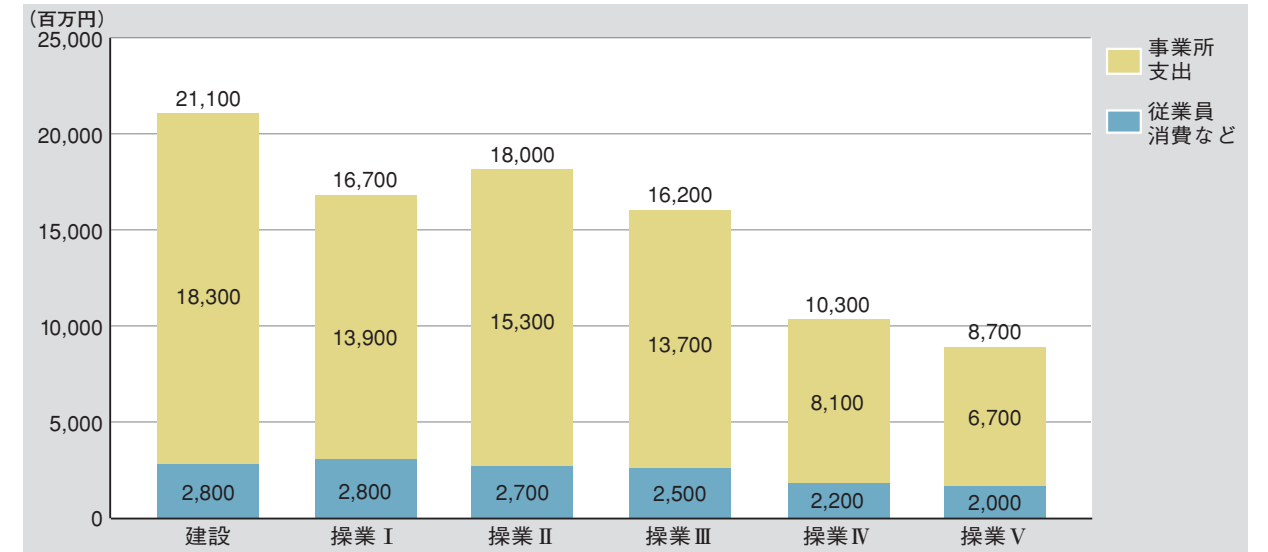
- 本試算は、2008年2月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会に報告された処分費用積算で用いられたデータ等を使い、想定に基づき計算。
- 本試算は、支出、雇用がコンスタントに発生する建設、操業段階を対象期間として計算。なお、上記以外の段階でも経済効果が発生する。(例えば文献・概要調査段階で約2.4億円/年、精密調査段階で約76億円/年。)
- 固定資産税は、処分費用積算において固定資産(帳簿価格)とされた土地、地上施設、地下施設等(海底下の場合も含む)すべてに対して課税されるものとして計算。また、土地にかかる固定資産税は、処分費用積算での想定取得面積(10km²)に基づき計算。
- 上記の生産誘発効果および雇用誘発効果は、都道府県別の産業連関表(試算時点で入手可能で、かつ算定方法が同種の45道府県を対象)に基づき計算し、その平均値を採用。

(注) 「建設」、「操業Ⅰ」～「操業Ⅴ」の各期間は、概ね10年程度で区切っている。

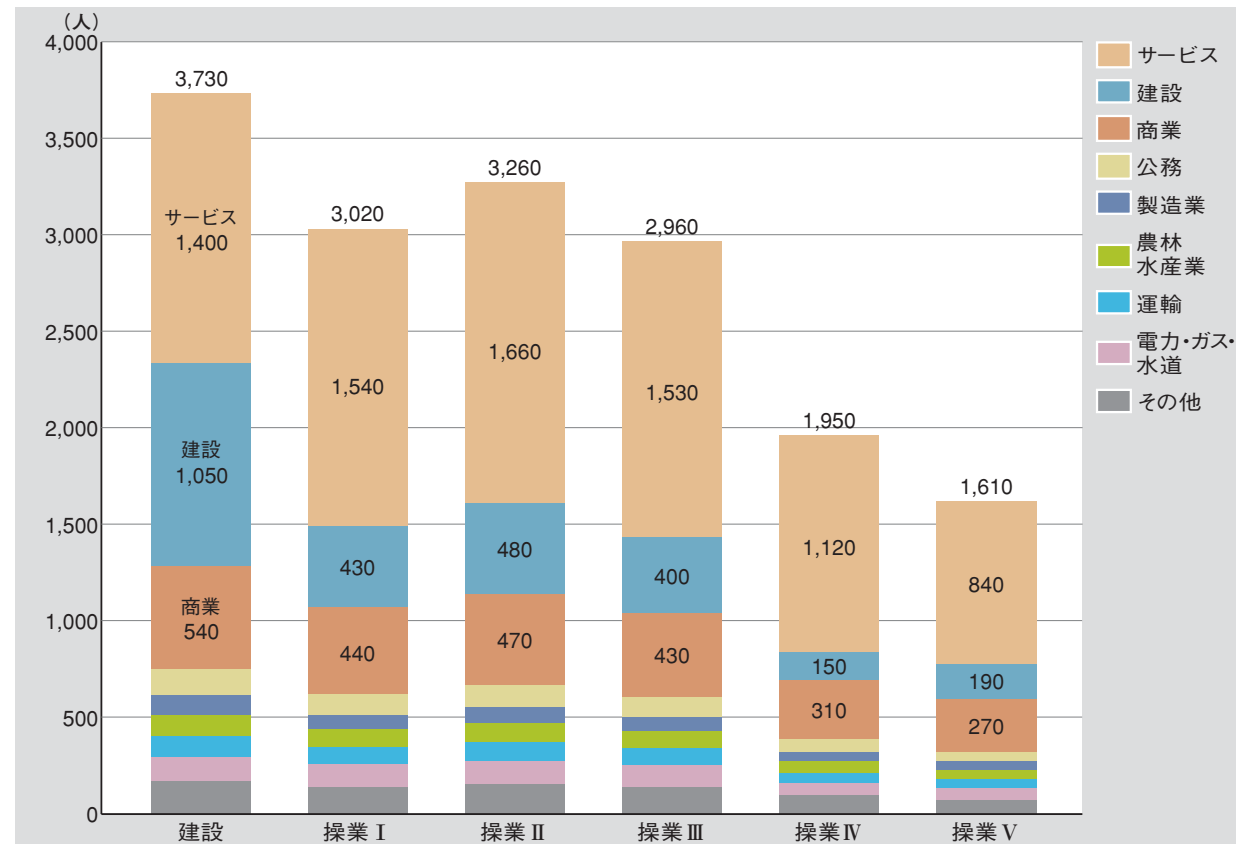
【生産誘発効果】(期間中年平均)



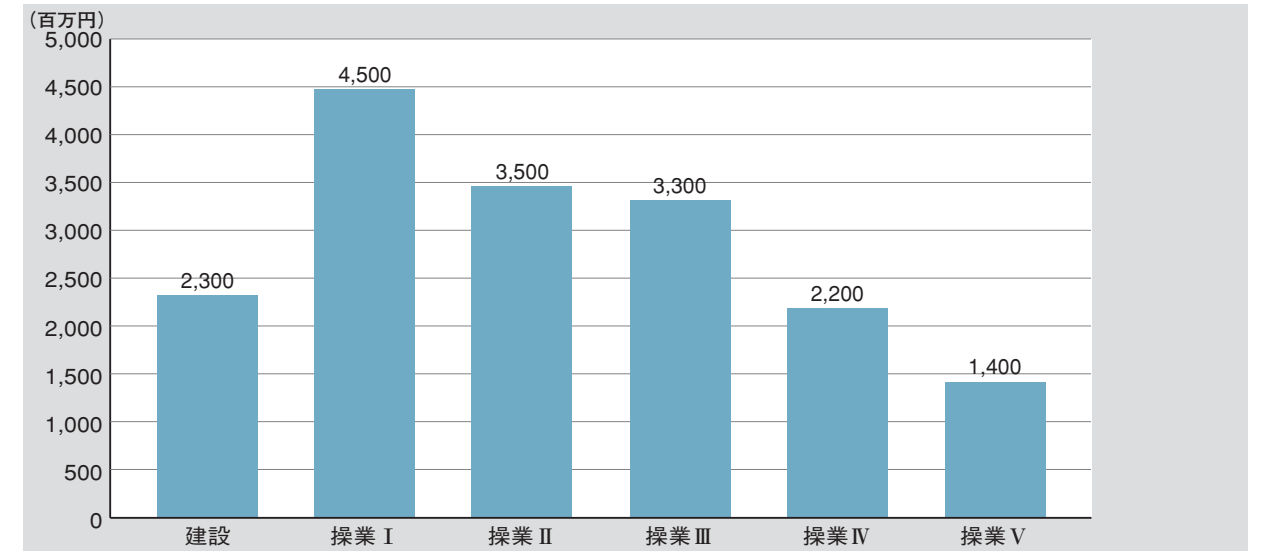
【地元発注など】(期間中年平均)



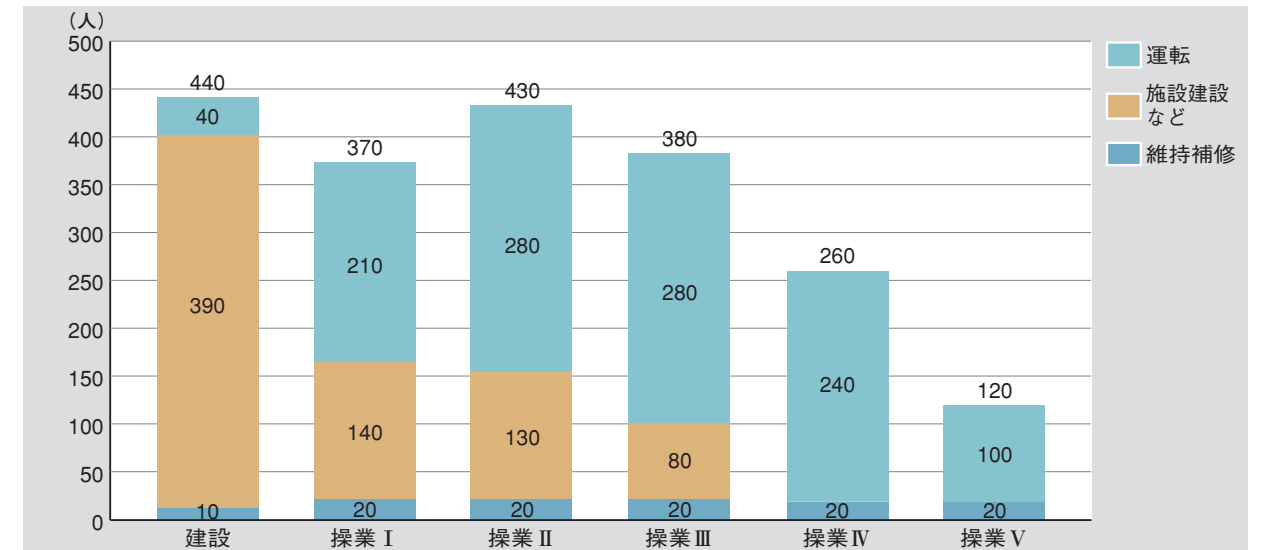
【雇用誘発効果】(期間中年平均)



【固定資産税収】(期間中年平均)



【事業関連直接雇用】(期間中年平均)



(2) 電源三法交付金制度

地層処分事業も、他の発電用施設と同様に調査段階から電源三法交付金制度の対象となっています。

■電源立地地域対策交付金

所在市町村およびその周辺地域については、調査開始の年度から、電源立地地域対策交付金が交付されます。

平成19年度から、文献調査の交付金限度額が、それまでの年2.1億円から年10億円(期間内限度額20億円)に拡充されています。

なお、交付金の少なくとも半額以上が所在市町村に交付されます。



(※) 高レベル放射性廃棄物および地層処分低レベル放射性廃棄物の処分施設を併置する場合の設置可能性調査、または高レベル放射性廃棄物単独の処分施設の設置可能性調査の場合。
 地層処分低レベル放射性廃棄物単独の処分施設の設置可能性調査の場合の交付金限度額は、文献調査段階では1.4億円/年、概要調査段階では9.8億円/年(期間内限度額34.3億円)となります。

■その他の制度

地域振興や産業振興などを支援する以下のような制度が適用されます。

原子力発電施設等立地地域特別交付金 [地域活性化事業、産業振興 など] 原則25億円(年間限度額12.5億円)	都道府県向け
電源地域振興促進事業費補助金 電源地域産業育成支援補助金 [研修事業、企業誘致支援 など]	企業向け など
電源地域振興指導事業 [地域振興ビジョン策定支援、コンサルティング など]	地域全般向け
広報・安全等対策交付金 [原子力広報施設整備事業 など]	都道府県向け
交付金事務等交付金	都道府県向け

(3) NUMOの地域共生方策と地域共生モデルプラン

処分事業に伴う経済効果や国の電源三法交付金制度とあいまって、NUMOでは、地域のニーズにきめ細かく対応し、地域のみなさまがより良い地域づくりプランの検討ができるよう、地域のご意見を伺いながら支援させていただくNUMOによる地域共生方策も考えていきます。

また、これらの処分事業が地域にもたらすメリットを活用して、地域の課題やビジョンなどを十分に踏まえ、地域のみなさまが真に望ましい地域づくりに取り組んでいただけるよう、地域共生事業の具体例やこれらを組み合わせた地域づくりのモデルプランを用意し、地域のみなさまからのご相談に応じたいと考えています。

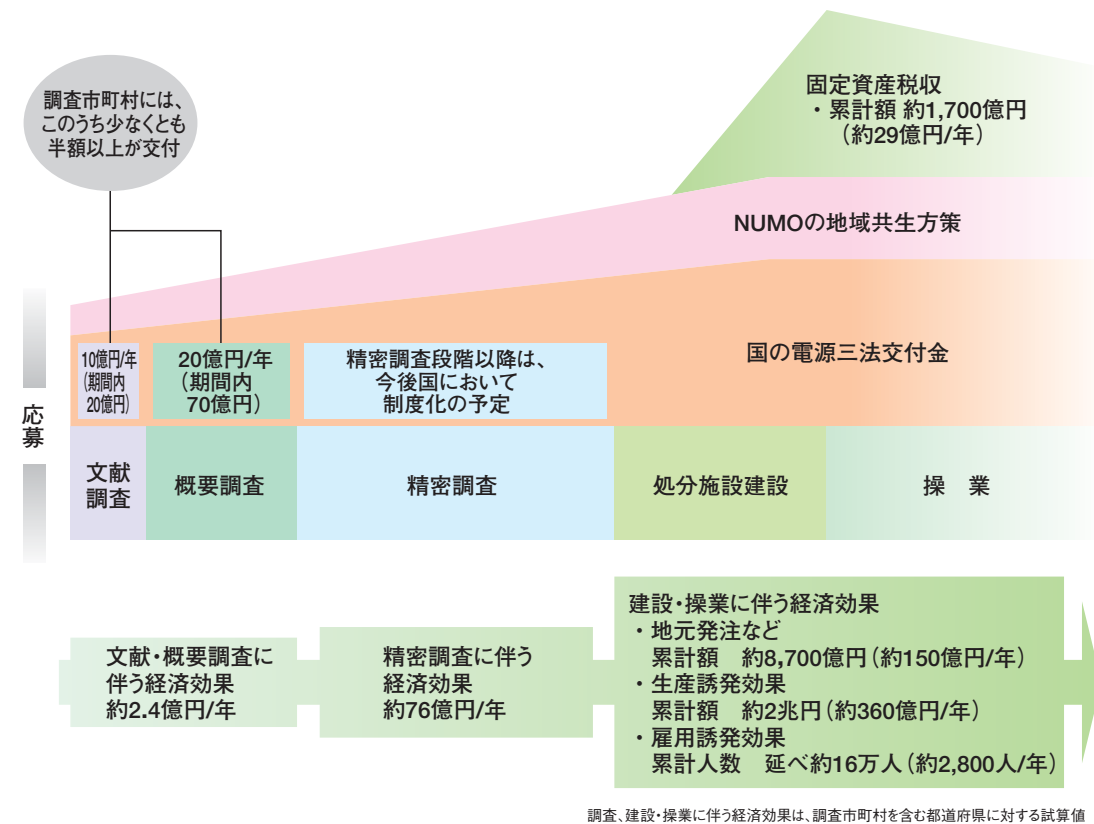
なお、国においても、処分事業と地域振興プランなどについて検討を実施し、地域のみなさまが主体的に地域振興プランを検討する際に参考として活用していただけるように、テーマ別に具体的な地域振興の実例を取りまとめて提示^(※)しています。

(※) 参考 地域振興構想研究会報告書「地層処分事業と地域振興プランについて」(平成20年9月8日)参照

■処分事業の流れと地域共生

処分事業は、文献調査や概要調査、精密調査、そして地層処分施設の建設・操業など、段階を経て長期にわたって行われるものであり、地域では、段階に応じて社会・経済的な変化が予想されます。NUMOは、こうした段階的变化に合わせ、かつ長期にわたる処分事業にふさわしい地域共生方策が大切であると考えています。

(注) 高レベル放射性廃棄物と地層処分低レベル放射性廃棄物の処分施設を併置した場合



処分事業に伴う地域への波及効果

調査段階

年間数億円から10数億円の財源効果が地域活性化に寄与

- ・調査段階では、電源三法交付金やNUMOの地域共生方策により、自治体に年間数億円～10数億円程度の財源効果があると考えられ、自治体の健全な行政運営や住民サービスの維持・向上、産業の振興が図られます。
- ・さらに、調査の実施に伴う経済効果も見込まれます。

建設・操業段階

さらなる財源効果に加え、事業の本格化による一層の波及効果が発生

- ・建設・操業段階に至ると、地域共生事業に加えて、固定資産税収が年平均約29億円と試算されており、自治体にはさらなる財源効果が見込まれます。
- ・建設・操業に伴う地元発注や雇用増加などによる経済波及効果も大きく見込まれており、地域共生事業の成果とあわせて、一層の地域の発展が期待されます。

処分事業が地域にもたらすメリットを活用して発展する地域の将来の絵姿は、地域の特性、ニーズを踏まえて、あくまで当該地域が主体的に検討すべきものである。しかし、様々なメリットを組み合わせ、広い意味での地域の発展の姿、地域振興プランを描くことは、必ずしも容易ではない。それを、国やNUMOが、電気事業者の協力を得て地域に示すことは、重要な参考となり得ると考えられる。(略) 文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査は、処分事業を進めていくために不可欠なものであり、処分事業を構成する重要な位置づけを持つものである。そのため、調査段階から交付金制度を用意し、調査を受け入れる地域の振興を図ることが必要である。調査を行った地域は、最終的にも処分施設の立地地点に適さないとの結論となる地域もあり得ることを想定しておかなければならない。

(略)したがって、本書では、①処分事業全体を通じた地域振興プラン、②調査段階の地域振興プランに分けて、検討を行うこととする。

【処分事業全体を通じた地域振興プランのメニュー】

I 行政サービス・生活基盤関連

- ①行政サービスの行き届いたまち
- ②教育・スポーツ・文化のまち
- ③子供を育て易いまち
- ④循環型で環境にやさしいまち
- ⑤交通利便性の高いまち
- ⑥国際交流で発展するまち

II 医療・福祉関連

- ①福祉と健康増進のまち
- ②最先端の機能を備えた医療機関の整備されたまち

III 産業関連

- ①農林水産業を中心としたまち
- ②エネルギー産業との共生を目指したまち
- ③地場産業による地域おこしで活性化するまち
- ④地下事業で発展するまち
- ⑤観光で発展するまち
- ⑥中心市街地の再生によるにぎわいのまち
- ⑦企業・研究所誘致で活性化するまち
- ⑧新産業を創出するまち

【調査段階の地域振興プランのメニュー】

I 行政サービス・生活基盤関連

- 公共生活基盤・交通整備
 - ・市町村道の補修
 - ・コミュニティバスの購入・運用
- 安全・安心対策
 - ・避難場所、道路、防災連絡設備の整備
 - ・耐震不足の橋梁など公共施設の補強
- 子育て支援
 - ・学校などの備品、図書、スポーツ器具の整備
 - ・スクールバスの購入・運用
 - ・外国人教師を招聘しての教育事業
- 住民参加型イベントの開催
 - ・伝統芸能フェスティバル、美術展覧会の開催
- 人材育成事業
 - ・シンポジウム、先端技術研修会の開催
- 環境維持・保全・向上事業
 - ・地域の森林整備事業、景観整備事業
- 電気料金の実質的割引

II 医療・福祉関連

- ヘルパー派遣の充実
 - ・要介護者、育児支援等のヘルパー運営
- 公立病院の維持運営
 - ・先端医療技術導入事業
 - ・がんセンター機器更新事業
- 給食宅配サービスの提供
 - ・給食車の管理・運営
- 公共施設のバリアフリー化

III 産業関連

- 農林水産事業の育成
 - ・魚介類の種苗生産、放流事業
 - ・地域資源を活用した産品開発
 - ・ITを活用した地元産品の販路開拓事業
 - ・バイオ関連設備の整備
- 地場産業の育成
 - ・特産品の開発と販路拡大、観光パンフレット等の作成
 - ・立地企業への補助事業